

第7章 保存

1 保存の方向性

(1) 本質的な価値を構成する要素の確実な保存

史跡の本質的な価値を構成する要素として、遺構・遺物がある。遺構・遺物を確実に保存するため、原則として発掘調査と史跡整備との行為以外は認めず、遺跡は厳正な保存を図る。そして、キウス周堤墓群は縄文時代の墓地の集合体が眼前に展開していることが特徴である。そのため、今日の史跡景観を形成する遺跡全面を覆う腐植土・火山灰の「被覆土」の取扱いは慎重に行うこととする。また、多くの来訪者やツアー参加者によるオーバーユースが周堤墓群を核とした史跡景観の損壊を引き起こす事態を想定し、利用制限も考慮しつつ来訪者の適切な誘導を計画・準備して、史跡景観の保全を図る。

遺構と一体となって遺跡の価値を構成する出土遺物については、適切な保存管理を行う。

(2) 価値の保存のための調査・研究の推進・継続

史跡の確実な保存のためには、史跡の内容を確実に把握しなければならない。そのため、保存を目的とした調査・研究を計画的に進める。

(3) 追加指定

保護を要する範囲は、史跡の本質的な価値を構成する遺構（史跡内から広がるキウス11号周堤墓・通路状遺構、史跡内周堤墓と同規模の大型のキウス7号周堤墓）が所在していることから、史跡の保護に万全を期すために、土地所有者等の協力を仰ぎ、同意があり次第、保存目的の確認調査などを経て、追加指定を目指す。

(4) 周辺の文化財等との一体的な保存

史跡の周辺地域に所在するキウス周堤墓群と同時期の遺跡群は、キウス周堤墓群の有機的な広がり在今后保存していく上で必要な情報を有する遺跡群であることから、土地所有者や関係者の理解と協力を得て、史跡から続く往時の立地環境が推定される段丘地形とともに、遺跡群の現状が保全されるよう努める。

(5) 行政と市民の連携による保存管理

史跡の価値を共有し、地域のかげがえのないものであるといった意識を持ち、地域住民の生活と史跡が共存できるよう、土地所有者や関係者の理解を求めながら行政と市民が連携した保存管理を進める。

2 保存の方法

(1) 保存管理の方法

史跡キウス周堤墓群を構成する諸要素ごとに、適切な保存管理の方法を定めるものとする。また、史跡指定地の土地の性格・状況等に応じて地区区分を行い、地区の特性に応じた保存管理の方法を示す（図30、表9）。

ア 構成要素ごとの保存管理

(7) 本質的な価値を構成する要素

a 遺構

<保存管理の方針>

- ・周堤墓（埋葬用堅穴・周堤・墓坑）、土坑墓、通路状遺構がある。これらの遺構は、史跡の本質的な価値そのものであることから、発掘調査と史跡整備との行為以外は認めず、遺跡は厳正な保存を図る。

<保存管理の内容>

- ・日常的、定期的な見回り、点検や、災害時の臨時的な点検等により、現状・保存状態の確認を行う。遺構によっては被覆土が浅い箇所もあることから、点検等によって遺構の露出等が確認された場合は、土嚢の設置や埋土・盛土など状況に応じた適切な方法で復旧（遺構保存）するが、劣化が想定される箇所が見回

り等で見えてくるのであれば、必要に応じて来訪者の利用制限などを施して遺構の保存を図る。

- ・森林管理を適正に行い、遺構の毀損を未然に防ぐ。遺構の上の立木は過去の状況から今後風倒木となり遺構を毀損する可能性があるから、立木調査の成果に基づいた植生管理計画の下、現地表面の起伏で遺構の形状を視認できる範囲について伐採し、その株は除去しないで自然に腐朽させることを基本とした毀損防止策をとる。周堤天端・法面の箇所は早急に対応する。また、遺構上の実生木などについても、将来樹根が遺構の破損を引き起こすおそれがあることから、萌芽段階で除去するなど早期に対応してこれを防ぐ。
- ・遺構に影響を及ぼす発掘調査と整備はその必要性を十分検討し、慎重な計画と遺構保存への適切な配慮の下に実施する。

b 遺物

<保存管理の方針>

- ・遺構と一体となって史跡の価値を構成する出土遺物については、一括した保存管理を行う。

<保存管理の内容>

- ・出土遺物の経歴を整理し、管理台帳を作成の上、展示（千歳市埋蔵文化財センター）・収納保管（上長都文化財収蔵施設）を行う。

c 地形

<保存管理の方針>

- ・往時の段丘面が保全されており、周堤墓及び通路状遺構の形状が現地表面の起伏で視認できることもあり、群集した周堤墓の立地環境を示す微地形として現地形を維持する。
- ・無名川は、遺跡の立地環境を想定させる要素として現状の保存に努める。

<保存管理の内容>

- ・日常的、定期的、又は災害時の臨時的な見回り等により、現状・保存状態の確認を行う。

(4) 本質的価値を構成する要素に準ずる要素

a 遺構・遺物〔周堤墓の属する時代・時期以外の遺構・遺物〕

<保存管理の方針>

- ・竪穴住居跡、土坑墓、炉跡など縄文時代後期中葉、続縄文時代、擦文文化期の遺構があり、縄文時代早期・中期・後期・晩期、続縄文時代、擦文文化期の土器・石器がある。これらは、国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにする上で欠くことのできない歴史的・文化的資産であることから、現状保存を図る。史跡の保存管理又は整備活用を目的（遺跡の内容究明の目的を含む）とする発掘調査においても慎重に取扱うこととする。

<保存管理の内容>

- ・日常的、定期的な見回り、点検や、災害時の臨時的な点検等により、現状・保存状態の確認を行う。遺構によっては被覆土が浅い箇所もあることから、点検等によって遺構の露出等が確認された場合は、土嚢の設置や埋土・盛土など状況に応じた適切な方法で復旧（遺構保存）する。

b 自然的要素〔被覆土〕

<保存管理の方針>

- ・周堤墓等の遺構を覆っている腐植土や火山灰といった陸成堆積物からなる「被覆土」は、単なる遺構の保護層にとどまるものではない。火山灰は真実性を保つ鍵層として機能するなど、これら「被覆土」は、現在に至る史跡（遺跡）の形成過程を示すとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた今日の史跡景観を形成している重要な要素である。そのため、その取扱いには慎重に行うこととする。

<保存管理の内容>

- ・日常的、定期的な見回り、点検や、災害時の臨時的な点検等により、現状・保存状態の確認を行う。倒木や踏圧、降雨による侵食を発見した場合、直ちに土嚢の設置等による保護・養生を施しその拡大を防ぐ。劣化が想定される箇所が見回り等で見えてくるのであれば、必要に応じて来訪者の利用制限や立木管理などにより、被覆土の損壊を未然に防ぐ。
- ・史跡整備や発掘調査において被覆土を除去する場合には、その必要性を十分検討し、慎重な計画と史跡景観への適切な配慮の下に実施する。

(7) 本質的価値を構成する要素以外の要素

a 自然的要素 [天然落葉広葉樹林 (公有地)]

＜保存管理の方針＞

- ・天然林（A地区の国有天然林、千歳市森林計画対象の水源涵養保安林）については、立木調査ほか現状の植生について調査を推進し、それを踏まえて史跡の保存活用に資する植生管理計画を立案し、適正に管理する。

＜保存管理の内容＞

- ・遺構、被覆土の毀損防止や、本質的な価値の見せ方、来訪者の安全対策などに対応して、高木の皆伐・間伐、下枝払いなどのいろいろな管理の仕方を用いて森林の整備を行う。遺構上に実生木等の萌芽がみられた場合は早期にこれを除去する。
- ・北海道産以外の樹木・草本が確認された場合は、可能な範囲でこれを除去する。

b 文化財保存活用施設 [史跡説明板、遺構説明板、ウッドチップ舗装]

＜保存管理の方針＞

- ・適切な維持管理によって現状を維持する。現状の変更は整備計画に基づき行う。

＜保存管理の内容＞

- ・定期点検等によって整備施設の状況を把握し、必要に応じて補修等を実施する。

c 人工的要素 [人工林・天然林 (民有地)、住宅等、国道ほか]

＜保存管理の方針＞

- ・民有地については、居住と生業の維持を基本として史跡の保存管理に当たる。
- ・道路の縦貫が遺構や史跡景観を分断して「特異な景観」が形成する本質的価値を減じている状況については、道路の存在が地域社会にもたらしている意義を踏まえ、当面は今以上の史跡の価値の低下を招かないよう遺構や史跡景観の保存管理に努める。
- ・人工的要素に係る現状の変更については、史跡指定地における現状変更取扱方針（表10・11）に則り対処して、史跡の本質的価値の保存に努める。

＜保存管理の内容＞

- ・私有林の整備とライフライン施設の維持については、居住者や施設管理者と史跡の保存についての理解の共有に今後も努めながら、定期的に見回りを行い史跡に対して新たな負の影響が生じていないか現状についての確認を行う。また、改修等の計画の早期把握に努め、必要な手続き等の対応を図る。
- ・国道の範囲については、道路管理者と市が管理協定を締結して重複する道路と史跡の維持管理区分やその手続きを明確にしておき、道路管理者が行う道路維持管理の下、市が道路下に残る遺構を保存管理する。車両の史跡内通行に伴う荷重・振動や施設の経年劣化が遺構に及ぼす影響については、市は特に国道脇の遺構状態を注視していく。異常が発見された場合には道路管理者と協定に基づき協議を行う。道路ガードレール未設置区間（西側車線）での車両の路外逸脱に伴う遺構損壊の懸念については、その対応策について道路管理者等との協議を含め、史跡整備計画を立案する中で検討する。

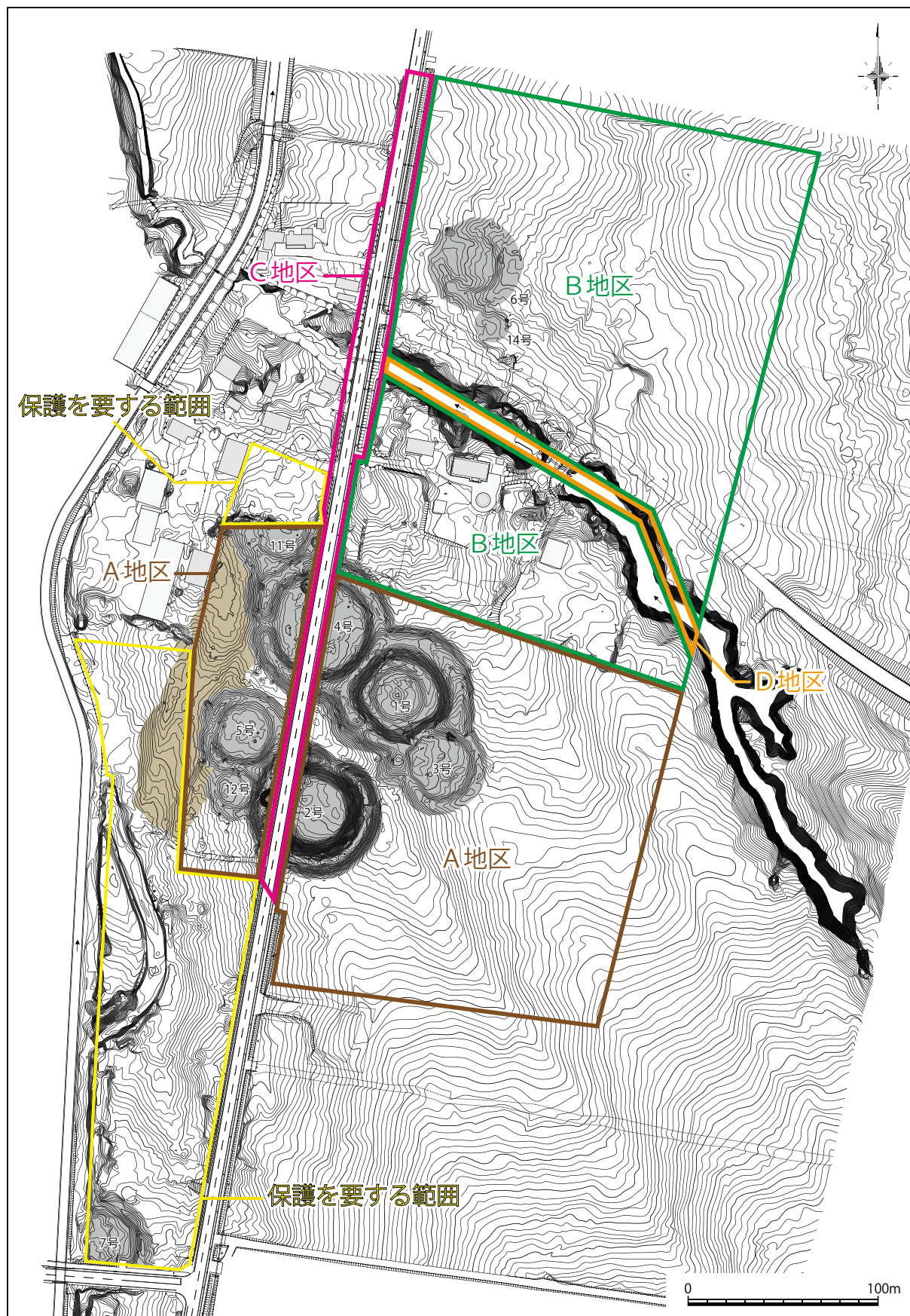


図30 地区区分図

イ 地区の特性に応じた保存管理

(7) A地区

国有地及び市有地からなる地区。遺構、史跡景観及び段丘地形が良好に保存されており、本質的価値の中心となる地区である。全域に天然林が広がり、既存の建築物はなく、国道沿いにライフライン施設（電柱・電線）が存在する。遺構・史跡景観の適切な公開活用を図るため、その厳正な保存が求められる。

(4) B地区

民有地（所有者1人）で、住宅・私有道路、千歳市森林整備計画対象私有林（木材等生産林・公益的機能別施業森林（保健・文化機能等維持林））等が存在する地区。過去の地形改変等が認められる部分もあるが、本質的価値を構成する遺構の遺存状態は良好である。居住者世帯の生活圏であり、これを尊重した上で史跡の保護に対する理解と協力を得て、史跡の保存管理を実施する。

(7) C地区

国有地及び北海道有地からなる国道地区。本線がキウス2号周堤墓及び4号周堤墓を縦貫して周堤を開削するものの道路下の遺構部分は保存されている。道路敷地内にライフライン施設（水管・電柱・電線）が存在する。道路管理者の理解と協力の下、国道の万全な維持管理を得て、史跡の保存管理を実施する。

(1) D地区

市有地であり、チャシ川に東接する水路（無名川）地区。遺構が立地する段丘地形を分断する自然地形（河道）が存在する。B地区に介在しており土橋が架設されている。水路の機能を維持したまま、侵食等による地形の変化に留意して史跡の現状保存を図る。

表9 史跡指定地・保護を要する範囲の概要と構成要素

区分	地区名	地区の概要	地区に分布する要素
史跡指定地	A地区	・公有地（国有地・市有地）地区。 ・周堤墓等遺構が分布し、良好な史跡景観が存在する。 ・全域が森林（一部が千歳市森林整備計画対象林）。 ・遺構及び史跡景観の保存とその適切な公開活用を図る。	①本質的価値を構成する要素：遺構（周堤墓・通路状遺構）・遺物、地形（段丘） ②本質的価値に準ずる要素：周堤墓の属する時代・時期以外の遺物、被覆土 ③その他の要素：天然林、史跡保存活用施設（説明板・ウッドチップ舗装）、人工的要素（電柱・電線）
	B地区	・民有地地区。 ・周堤墓等遺構が分布する。 ・住宅等及び千歳市森林整備計画対象林が存在する。 ・遺構の保存と住民生活との両立を図る。	①本質的価値を構成する要素：遺構（周堤墓・土坑墓）・遺物、地形（段丘・無名川） ②本質的価値に準ずる要素：周堤墓の属する時代・時期以外の遺構・遺物、被覆土 ③その他の要素：天然林、人工的要素（人工林・住宅・倉庫・私道・看板・電柱・水道管等）
	C地区	・公有地（国有地・道有地）地区。 ・国道区域。 ・周堤墓を縦貫する公道下に遺構が遺存する。 ・遺構の保存と道路の公益性確保との両立を図る。	①本質的価値を構成する要素：遺構（周堤墓・土坑墓）・遺物 ②その他の要素：人工的要素（国道・電柱・電線・水道管）
	D地区	・公有地（市有地）地区。 ・チャシ川に接続する水路（無名川）区域。 ・自然地形の保存と水路の公益性確保との両立を図る。	①本質的価値を構成する要素：遺物、地形（段丘・無名川） ②本質的価値に準ずる要素：周堤墓の属する時代・時期以外の遺物、被覆土 ③その他の要素：天然林、人工的要素（土橋）
保護を要する範囲		・民有地地区。 ・周堤墓等遺構が分布する。 ・所有者等の同意を得て追加指定を図る。	・遺構（周堤墓・通路状遺構） ・遺物、地形（段丘） ・被覆土 ・天然林

(2) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

史跡指定地内において現状変更等を行う場合には、「文化財保護法」第125条の規定により文化庁長官あてに現状変更許可申請書を提出して許可を得ることが必要であるが、「文化財保護法施行令」第5条第4項により権限を委譲されたものについては千歳市教育委員会で取り扱うこととなっている。文化庁への許可申請進達に当たり必要となる管理団体の意見添付、及び施行令に基づき千歳市教育委員会が自ら行う処分を適切なものとするため、指定地内で予想される各種の現状変更等の行為に対する取扱基準を下記のとおり定めることとする（表10・11）。

なお、この基準はあくまでも文化財保護法の規定に基づく取扱いについての基準であり、現状変更の内容によっては関係法令との事前の調整や協議が必要であることを断っておく。

- ①現状変更に対しては、保存の基本方針（遺跡は厳正な保存を図ること・史跡景観の保全を図ること）を尊重するとともに、原則として次の方針によるものとする。
 - ・遺構、遺物に影響を及ぼす行為は認めない。
 - ・地形の変更は、軽微なものを除いて認めない。
 - ・景観に大きく影響を及ぼす行為は認めない。
- ②史跡が毀損若しくは衰亡している場合に行う復旧や、整備及び史跡の保存管理に必要な施設の設置やこれの維持・改修・撤去等に係る現状変更は、必要なものは認めるものとする。ただし、設置場所、工法、形状、色彩等可能な限り史跡に及ぼす影響を軽減すること。また、現状変更の取扱いについては、関係する各種法令との調整を図るものとする。
- ③活用事業などに伴う掘削を伴わない一時的な仮設物の設置については認めることとするが、景観を損なわないように配慮するものとする。
- ④B地区内における居住者の生活関連施設の設置やこれの維持・改修・撤去等に係る現状変更は、必要なものは認めるものとする。ただし、設置場所、工法、形状、色彩等可能な限り史跡に及ぼす影響を軽減すること。また、現状変更の取扱いについては、関係する各種法令との調整を図るものとする。
- ⑤B地区内における森林施業に係る現状変更は、除伐・間伐（伐採）、捕植（植穴の掘削が小規模で、遺構・遺物に影響を与えない範囲にある場合に限る）は認めるものとし、立木の株の除去（抜根）は認めないものとする。
- ⑥学術的調査などを目的とした掘削は認めることとする。ただし、外部有識者で構成される調査委員会などにおいて審議・検討を経た上で、現状変更許可申請を提出することとする。
- ⑦大地震、台風等の非常災害に対する適切な応急的措置については現状変更許可申請を要さないが、上記毀損等の届出について千歳市教育委員会と協議するものとする。
- ⑧以下の行為は「維持管理」に当たり、現状変更の手続きは不要である。
 - ・A地区の保存管理、整備に伴う立木管理、及びB地区の千歳市森林整備計画対象林の森林施業におけるつる切り、枝打ちや倒木処理、小型林業機械（グラブプル）を使用した集材。ただし、倒木処理においても樹根を切断する等の作業では、遺構・遺物に影響を与えないように留意して行うこととする。
 - ・B地区の私有看板の取替え、修繕（基礎を含まない）等、土地の形状の変更を伴わない建築物・工作物の維持管理行為。
 - ・日常的な枝の除去、草刈り等。

史跡指定地における現状変更取扱基準を表10・11に、現状変更許可申請区分を表12に示す。

表10 史跡指定地における現状変更取扱基準(1)

		A 地区	B 地区
地区概要		・ 公有地（国有地・市有地）地区。 ・ 遺構及び史跡景観が良好に保存されている。	・ 民有地地区。 ・ 遺構及び史跡景観が保存されている。 ・ 住宅等及び千歳市森林整備計画対象林が存在する。
基本方針		1. 将来的に史跡の整備・公開を図る。 2. 原則として史跡の保存管理（防災・復旧を含む）、整備活用以外の現状変更は認めない。	1. 地区住民の居住・生業を尊重して史跡の保存を図る。 2. 史跡の価値を著しく損なう地形改変を伴う行為は現状変更を認めない。
現状変更に対する取扱方針	発掘調査	1. 発掘調査は、史跡の保存管理又は整備活用の目的（遺跡の内容究明の目的を含む）に限り実施を認める。	1. 発掘調査は、史跡の保存管理又は整備活用の目的（遺跡の内容究明の目的を含む）に限り実施を認める。
	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更	1. 史跡の保存管理、整備活用に係るもの以外の現状変更は原則として認めない。 2. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。	1. 史跡の保存管理、整備活用に係るもの以外の現状変更は原則として認めない。 2. 地区住民の住宅等の新築、増築又は改築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更は、必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。 3. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。
	建築物の設置・改修・除却	1. 設置は認めない。	1. 史跡の保存管理、整備活用に必要な施設以外の現状変更は原則として認めない。ただし、地区住民の居住・生業の継続に必要な住宅等の新築・増築・改築、上下水道の敷設等については下記の条件の下に認める。 a) 新築、増改築、改修は、設置場所、工法、形状、色彩等可能な限り史跡に及ぼす影響を軽減すること。 b) 上水道の設置については、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じていること。 c) 浄化槽の設置については、なるべく現在の浄化槽が掘り込まれている範囲で行うものとし、新たな場所で掘削する場合は、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じていること。 d) 敷地内の舗装については、簡易なもので遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じていること。 e) 建物及び屋根の形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものであること。 f) 庭木や塀を設置する場合、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じたもの、かつ形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものであること。 g) 上記以外のライフライン等を設置する場合、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じたもの、かつ形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものであること。 h) 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめるものであること。 2. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。 3. 防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観及び史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。 4. 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。

表10 (続き)

		A 地区	B 地区
現状変更に対する取扱方針	工作物の設置・改修・除却	1. 設置は、史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの以外原則として認めない。 2. 改修は、景観及び遺構・遺物に影響のない措置を講ずることを条件に認める。 3. 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。	1. 設置は、史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの及び地区住民の居住・生業の継続に必要なもの以外認めない。 2. 改修は、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じたもの、かつ形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものに限り認める。 3. 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。
	道路（道路附属物を含む）	1. 新設は認めない。	1. 新設は、史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの及び地区住民の居住・生業の継続に必要なもの以外は認めない。 2. 道路の改修、補修は、土地の形状の変更（幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置、道路の構造の変更に伴うものを含む）を伴わない範囲で認める。 3. 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。
	森林管理	1. 除伐、間伐は、原則として史跡の保存管理、整備活用、防災に係るものに限り認める。ただし、いずれの場合においても立木の株の除去は認めない。	1. 除伐、間伐や補植は、原則として史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの及び千歳市森林計画において区域設定された森林（木材等生産林、公益的機能別施業森林）の施業に限り認める。ただし、いずれの場合においても立木の株の除去は認めない。
他法令による行為の規制		・都市計画法 ・森林法（千歳市森林整備計画）	・都市計画法 ・森林法（千歳市森林整備計画）

表11 史跡指定地における現状変更取扱基準(2)

		C 地区	D 地区
地区概要		・公有地（国有地・道有地）地区。 ・キウス2号周堤墓及び4号周堤墓を縦貫する公道下に遺構が保存されている。 ・国道区域である。	・公有地（市有地）地区。 ・チャシ川に接続する水路（無名川）区域である。
基本方針		1. 国道を維持したまま、史跡の保存を図る。 2. 史跡の価値を著しく損なう地形改変を伴う行為は現状変更を認めない。	1. 水路の機能を維持したまま、史跡の保存を図る。 2. 原則として水路（土橋を含む）の維持管理と史跡の保存管理、整備活用との行為以外の現状変更は認めない。
現状変更に対する取扱方針	発掘調査	1. 発掘調査は、史跡の保存管理又は整備活用の目的（遺跡の内容究明の目的を含む）に限り実施を認める。	1. 発掘調査は、史跡の保存管理又は整備活用の目的（遺跡の内容究明の目的を含む）に限り実施を認める。
	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更	1. 史跡の保存管理、整備活用に係るもの以外の現状変更は原則として認めない。 2. 道路の維持管理に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更は、遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲で認める。 3. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。	1. 史跡の保存管理、整備活用に係るもの以外の現状変更は原則として認めない。 2. 水路の維持管理に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更は、必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。 3. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。
	建築物の設置・改修・除却	—	—

表11（続き）

		C 地区	D 地区
現状変更に対する取扱方針	工作物の設置・改修・除却	1. 設置は、史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの及び地域のライフライン以外認めない。 2. 改修は、遺構・遺物に影響を及ぼさない措置を講じたもの、かつ形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものに限り認める。 3. 除却は、遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲で認める。	1. 設置は、史跡の保存管理、整備活用、水路の維持管理、防災に係るもの及び地区住民の居住・生業の継続に必要なものを以外認めない。 2. 改修は、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じたもの、かつ形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものに限り認める。 3. 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。
	道路（道路附属物を含む）	1. 新設は認めない。 2. 道路の改修は、土地の形状の変更（幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置、道路の構造の変更に伴うものを含む）を伴わない範囲で認める。 3. 除却は、遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲で認める。 4. 擁壁の改修、除却は、既存の工事による掘削範囲を超えない範囲で認める。 5. 維持管理に係る現状変更等は、管理協定書（第7章第2節第1項ア(ウ)c参照）の「想定される国道の維持管理作業と必要な手続き」（表13）に基づき、遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲のものに限り認める。	—
	森林管理	—	1. 除伐、間伐や補植は、原則として史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの及び水路の維持管理に係るものに限り認める。ただし、いずれの場合においても立木の株の除去は認めない。
他法令による行為の規制		・都市計画法 ・道路法	・都市計画法 ・千歳市普通河川条例 ・森林法（千歳市森林整備計画）

表12 史跡指定地における現状変更許可申請区分とその行為の内容

許可申請区分（根拠法）	行為の内容		想定される行為の例
文化庁長官 （文化財保護法第125条）	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為（下記以外の行為）	小規模建築物〔※1〕で2年を超えて設置されることがあらかじめ予想されるものの新築、また増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超えるものの増築、改築	・B地区住宅の新築、増築、改築、倉庫の改築等
		当該新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える小規模建築物の新築、増築、改築	
		土地の形状の変更を伴う工作物（建築物を除く。）の設置、若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過しているもの）	・史跡整備に伴う工作物の設置 ・土橋の補修
		土地の形状の変更を伴う道路の舗装若しくは修繕	・B地区私有道路の舗装補修（工事が路盤に及ぶ場合）
		設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合の電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	

表12 (続き)

許可申請区分 (根拠法)	行為の内容		想定される行為の例
文化庁長官 (文化財保護法第125条)	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為（下記以外の行為）	除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合の建築物等の除却	
		発掘調査	・遺跡の内容究明のための発掘調査
		森林苗木の植栽	・倒木等に伴う補植 ・皆伐後の植栽
		その他必要最小限度を超えて土地の形状の変更を伴う行為	・切土、盛土などを伴う土地改変
		現状の景観に大きな影響を及ぼす行為、又は史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為	
千歳市教育委員会 (文化財保護法施行令第5条第4項)	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為（市に権限移譲されているもの・軽微な現状変更）	小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築	・仮設プレハブ等の設置
		土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない工作物（建築物を除く。）の設置、若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していないもの）	
		土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない道路の舗装若しくは修繕	・B地区私有道路の補修
		史跡の管理に必要な施設〔※2〕の設置又は改修	・史跡の標識、説明板等の設置、改修
		設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超えない場合の電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	・既設電柱の差替え
		除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超えない場合の建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）	
		木竹の伐採〔※3〕	・A地区保存管理、整備に伴う、B地区森林整備に伴う除伐、間伐（株の除去を伴わない）
許可申請不要 (文化財保護法第125条ただし書き)	維持の措置	史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。	
		史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。	・史跡の損壊箇所への土嚢の設置
		史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	
	非常災害のために必要な応急措置	現に災害が発生し、又はその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置	・道路の通行に支障をきたすA地区倒木の伐採、除去
		事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為	

表12（続き）

許可申請区分 (根拠法)	行為の内容		想定される行為の例
許可申請不要 (文化財保護法第125条ただし書き)	保存に及ぼす影響が軽微である場合	物理的に現状を改変するものではないが、史跡に何らかの影響を及ぼす行為（指定地内のみならず、指定地外における行為を含む）のうち、影響の軽微である行為	・車両の振動や重量物の通過による影響等

- ※1 小規模建築物は、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増・改築では、増・改築後の面積）が120㎡以下のものを指す。
- ※2 文化財保護法第115条に規定されるもの：標識、説明板、境界標、囲いその他の施設等
- ※3 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

表13 史跡指定地C地区で想定される国道の維持管理作業と必要な手続き

作業項目	作業内容	手続き
運搬排雪	堆積した雪により必要な車道幅員の確保が困難となり、引き続き降雪の増加が予想される場合等、道路交通に支障をきたすおそれがある場合、道路脇の雪をダンプトラックに積み込み、雪堆積場等へ運ぶ作業を実施。	史跡の現状を変更するものではなく、また、保存に影響を及ぼす行為でもないので、事前の手続きを必要としない。
歩道除雪	歩行者の通行に支障がある場合、降り積もった歩道部の雪を小型除雪車等により車道側に積み上げる作業を実施。	史跡の現状を変更するものではなく、また、保存に影響を及ぼす行為でもないので、事前の手続きを必要としない。
凍結防止剤散布	路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合、凍結防止剤散布車による凍結防止剤や滑り止め材の散布を実施。	史跡の現状を変更するものではなく、また、保存に影響を及ぼす行為でもないので、事前の手続きを必要としない。
舗装補修		
応急補修 (常温合材)	舗装の欠損等により通行に支障が生じるおそれがある場合に緊急的に行う補修。	史跡の現状を変更する行為であるが、「規則」5条が準用する同4条の「史跡の価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき」あるいは「き損の拡大を防止するために応急の措置をとるとき」に該当することから事前の同意を必要としない。 【保護法168条及び「規則」4・5条】
パッチ	損傷した既設舗装の段差、部分的なひび割れ、くぼみなどをアスファルト混合物等で応急的に充填する。脆弱部をあらかじめ除去する。	史跡の現状を変更する行為であるが、「規則」5条が準用する同4条の「史跡の価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき」あるいは「き損の拡大を防止するために応急の措置をとるとき」に該当することから事前の同意を必要としない。 【保護法168条及び「規則」4・5条】
オーバーレイ	損傷した既設舗装の上にアスファルト混合物の層を重ねて補修。必要に応じ、切削、シール材の注入やひび割れ抑制シート敷設を実施。	史跡の現状を変更する行為であるが、「規則」5条が準用する同4条の「史跡の価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき」あるいは「き損の拡大を防止するために応急の措置をとるとき」に該当することから事前の同意を必要としない。 【保護法168条及び「規則」4・5条】
打ち換え	既設舗装のひび割れなどの損傷が局部的に著しく、構造的破損であると判断された場合に、表層・基層あるいは路盤から局部的に打ち換える。	・工事が路盤に及ばない場合は同上。 ・路盤に及ぶ場合、史跡の現状を変更する行為であり、事前に文化庁長官の同意を必要とする。(約2か月)【保護法168条】 ・同意協議書提出の前に文化庁との実質協議が必要。

表13（続き）

作業項目	作業内容	手続き
附属物補修		
附属物取り替え （基礎を含む）	道路標識及び側溝等の排水構造物の老朽化等に伴い、基礎等を含む土中部の施設の取り替えを実施。	・ 史跡の現状を変更する行為であり、事前に文化庁長官の同意を必要とする。（約2か月） 【保護法168条】 ・ 同意協議書提出の前に文化庁との実質協議が必要。
附属物取り替え （基礎を含まない）	道路標識及び側溝等の排水構造物の老朽化等に伴い、基礎を除く地上部の施設の取り替えを実施。	史跡の現状を変更する行為であるが、「規則」5条が準用する同4条の「史跡の価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき」あるいは「き損の拡大を防止するために応急の措置をとるとき」に該当することから事前の同意を必要としない。 【保護法168条及び「規則」4・5条】
災害対応	大雨による路肩崩壊や強風による道路隣接地の樹木の倒木等が生じた場合、応急措置としての土嚢の設置や倒木及び倒木の危険性がある樹木の伐木等を実施。 また、その他災害により道路の通行に支障をきたす場合、道路施設、道路附属物の復旧を実施。	・ 史跡の現状の変更にあたるが、非常災害のためにとる必要な応急措置であることから事前の同意を必要としない。【保護法168条】 ・ ただし、史跡管理団体である千歳市教育委員会に対し、可能な限り早期に実施内容を情報提供する。安全確保を急ぐときに、情報提供が着手後又は実施後となることはやむを得ない。
事故対応	交通事故等により車両から油漏れが生じた場合、周辺地盤及び排水施設への流出を防ぐため、オイルマット等により油処理作業を実施。 また、その他事故等により、道路の通行に支障をきたす場合、道路施設、道路附属物の復旧を実施。	・ 油処理作業は事前の手続きを必要としない。 ・ 事故により道路施設、道路附属物の破損があつてその復旧を伴うとき、史跡の現状の変更にあたる場合も考えられるが、非常災害のためにとる必要な応急措置であれば事前の同意を必要としない。【保護法168条】 ・ ただし、復旧が上記に当たる場合にも史跡管理団体である千歳市教育委員会に対し、可能な限り早期に実施内容を提供する。安全確保を急ぐときに、情報提供が着手後又は実施後となることはやむを得ない。

「保護法」：文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）

「規則」：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）

（3）保護を要する範囲を構成する諸要素の保存

保護を要する範囲は、土地所有者、関係者の理解と協力の下に条件が整えば、追加指定を目指す区域である（図29）。この範囲では、史跡内から広がる周堤墓（キウス11号周堤墓）・通路状遺構、史跡内周堤墓と同規模の大型周堤墓（キウス7号周堤墓）が地表面で現認されており、これらは史跡の本質的価値を構成する要素と同一・同等のものであるから、現状保存を第一としてその保護に土地所有者等の同意、協力を仰ぐ。その上で、キウス7号周堤墓・キウス11号周堤墓及び通路状遺構の保護を目的とした確認のための発掘調査などを実施して遺構及びこの範囲の概要を把握する。

キウス11号周堤墓北半部では近辺の宅地・農業用施設建設地等から続く地形の改変（整地）が認められており、恐らく周堤が削剝され堅穴部のみ（墓坑を含む）となった周堤墓と、堅穴部に堆積する腐植土や火山灰の「被覆土」が遺存するものと推定されるが、史跡西南側の範囲ではキウス7号周堤墓や通路状遺構が火山灰等に覆われた遺跡景観が現認されることから、「被覆土」の取扱いは慎重に行うこととし、現地表面の起伏で遺構の存在が確認できる範囲では現状保存に努めることについて土地所有者等に理解と協力を求める。

段丘地形についても、南西側の範囲では「浅い谷」地形など史跡内から続く段丘の微地形が残っており、遺

跡の立地環境を示す要素として現地地形が維持されるよう協力を求める。

この区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地（キウス7号周堤墓（A-03-82）、キウス11号周堤墓（A-03-86））及びその可能性地であることから、定期的に見回りして包蔵地については現状保存の状況確認を行い、遺跡に損壊のおそれがある場合にはその対策について土地所有者等と協議する。また、開発行為や地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は、「埋蔵文化財保護のための事前協議」及び文化財保護法第93条・94条による届出・通知により遺構に対する影響について確認し、協議を行う。その上で必要に応じて試掘・確認の発掘調査を行い、遺構の状況と計画による影響度合いを確認し、遺構に影響のある場合は、所有者に計画の変更等保存に対する協力を求める。

（4）周辺地域を構成する諸要素の保存

史跡の周辺地域は、史跡及び保護を要する範囲を取り巻く緩衝地帯的空間である（図1の史跡周辺区域・周知の埋蔵文化財包蔵地・包蔵地の可能性地をさす）。この地域では、国道東側の、史跡追加指定範囲（図11）及びキウス11遺跡（A-03-288）・キウス12遺跡（A-03-294）で詳細分布調査が行われ、周堤墓群の東・南方周辺に遺構が確認されないという状況が往時の土地利用の一端を示すものとして評価されている。国道西側では、史跡隣接地のチャシ川右岸に中央目黒遺跡（A-03-95）、キウス1遺跡（A-03-89）が踏査や発掘調査により確認され、キウス1遺跡は小規模な発掘によってキウス周堤墓群との関連が指摘されているが、両遺跡とも内容は判然としていない。しかしながら、これらの遺跡については、キウス周堤墓群の有機的な広がり在今后保存していく上で必要な情報を有する遺跡であると考えられることから、現状保存について土地所有者等に協力を求める。また、土地所有者の了承が得られれば、内容確認のための発掘調査を実施する。

この地域では上記以外のほとんどの地点で埋蔵文化財の面的な調査が未実施であり、大部分が可能性地となっている。今後、史跡の保護を充実させていくには、これまで調査が及んでいない範囲で調査を行い、史跡周辺の様相を明らかにする必要がある。中でも、旧オルイカ川右岸段丘面の、河川と周堤墓群に挟まれた東西600mほどの広さを持つ範囲では、南長沼水路付近で縄文時代後期後葉の遺物が数多く表面採集されていることもあり、遺跡の所在が十分に想定される地形状況にあることから、土地所有者の了承が得られれば、踏査や分布調査などを行い、遺跡の把握に努める。

地形については、旧オルイカ川流域は河川改修や低湿地の埋立てが行われ、また右岸の段丘は農地として利用されて浅い谷等の微地形は不明瞭となっているが、人工的な盛土・切土等の大きな土地改変はみられず、史跡や保護を要する範囲から連続する段丘地形がうかがわれる状況にあることから、現況の保全について土地所有者や関係者に理解を求める。

この地域には、周知の埋蔵文化財包蔵地（キウス1・キウス2（A-03-90）・中央目黒・キウス11・キウス12遺跡）及びその可能性地があることから、保護を要する範囲と同様に定期的に見回りして、包蔵地については現状保存の状況確認を行い、遺跡に損壊のおそれがある場合にはその対策について土地所有者等と協議する。また、開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は、「埋蔵文化財保護のための事前協議」及び文化財保護法第93条・94条による届出・通知により遺構に対する影響について確認し、協議を行う。その上で必要に応じて試掘・確認の発掘調査を行い、遺構の状況と計画による影響度合いを確認し、遺構に影響のある場合は所有者に計画の変更等保存に対する協力を求める。

史跡指定地域外に所在する見学者用駐車場や駐車場案内看板等の保存活用施設については、日常の点検を行い、異常・毀損箇所が発見された場合は速やかに復旧・修理する。

（5）追加指定の方針

保護を要する範囲は、史跡の本質的価値を構成する遺構（史跡内から広がるキウス11号周堤墓・通路状遺構、史跡内周堤墓と同規模の大型のキウス7号周堤墓）が所在していることから、史跡の保護に万全を期すた

めに、土地所有者等の協力を仰ぎ、同意があり次第、保存目的の確認調査などを経て、追加指定を目指す。

(6) 史跡指定地の公有化の方針

史跡の保存、活用及び整備の観点から、将来的には史跡指定地全域を計画的に公有地化することが望ましいが、令和元年（2019）の民有地の追加指定に当たっては、土地所有者が史跡内現在地で生活、生業が維持できることを条件に同意を得ている。そのため、所有者から土地の公有化の申し出があった場合は公有化を検討することとし、特段の申し出がない限りは該当地域の公有化を図らない。なお、見学のための立ち入りについては土地所有者の了承を得て行う。